

化学物質アドバイザー派遣要綱 ＜化学物質アドバイザーの派遣を受けるには＞

平成 23 年 8 月 18 日作成
令和 3 年 7 月 8 日改訂
環境省環境保健部環境安全課

この要綱は、化学物質に関する環境関連情報の提供やこれに関するアドバイスを受けた
いと考えられている市民のみなさん、あるいは企業、行政機関の方に、化学物質アドバイ
ザーを派遣させていただくための手続きをまとめたものです。

よくお読みいただき、下記の「2. 化学物質アドバイザーとその役割」を御理解の上、
「3. 派遣要請をするために事前に確認していただきたいこと」に記載されている条件を
満たしていることを確認して、「5. 依頼の方法について」の手続により派遣依頼を行っ
てください。

1. 化学物質アドバイザーが求められる背景

化学物質やそれらを含む製品自体は私たちの日常生活に非常に身近なものになっていま
すが、化学物質による人の健康や生態系への影響やその仕組みは多くの人々にとって極め
て難解です。このような中で、市民の安全と安心を確保するためには、化学物質に関する
情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図る必要があり
ます。これをリスクコミュニケーションといいます。現在のところ、まだ化学物質のリ
スクコミュニケーションは十分には進んでいません。

このため、環境基本計画ではリスクコミュニケーションの推進のための化学物質関連情
報の提供や人材の育成が重点的取組事項として掲げられています。PRTR 制度により公表さ
れる、身の回りの化学物質の環境中への排出量・移動量が分かりやすい形で提供されるこ
とで、リスクコミュニケーションは一層促進されると考えられます。

また、平成 19 年 8 月に発出された環境省「今後の化学物質環境対策のあり方について
(中間答申) ～化学物質排出把握管理促進法の見直しについて～ (中央審議会 中間
とりまとめ)」において、化学物質管理に係る人材の育成について化学物質アドバイザー
の活動分野を拡充してファシリテーター等の育成を図る必要があり、地方公共団体、事業
者、NGO 等の幅広い主体においても、人材の育成に努める必要があるとされています。

※ 本事業は、化学物質アドバイザーのあり方、研修方法等につき、得られる情報等を
もとにさらに詳細な検討を行うためのものです。従って、よりよい制度の構築のため、
予告なく本制度を変更・中止する場合があります。

2. 化学物質アドバイザーとその役割

化学物質アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは、例えば、みなさんの化
学物質や化学物質による環境リスクもしくは PRTR 制度等についての疑問に答えたり、関連
する情報を提供したり、また、企業が自社工場周辺の住民に化学物質の管理について説明
会を開く際に参加して、化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進を中立的な立
場からお手伝いする専門家です。アドバイザーに関連する情報は以下のアドバイザーのホ

ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

○アドバイザーの役割は知識の提供です。

アドバイザーは、中立な立場で、市民、企業、行政からの要請に応じて、「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する疑問に答えたり、関連する情報を提供したりすることにより、化学物質に関する皆様の理解を促進するお手伝いをします。

○アドバイザーは中立的な立場で科学的知見を説明するものです。

アドバイザーは可能な限り中立的な解説を心がけています。特定の団体に有利になるようなアドバイスはしませんし、利害関係の調整にも一切関与しません。

また、曖昧な情報に基づいた質問やアドバイザーの専門外の質問に対しては回答しません。依頼したアドバイザーが回答できない分野がある場合は、その分野を専門とする別のアドバイザーの派遣を依頼できます。同様の手続きでアドバイザーを依頼してください。

○アドバイザーは例えばこんな場面で活躍します。

<勉強会・講演会の講師として>

- ・市民グループで「化学物質とその管理」をテーマに勉強会を開催したいので講師をしてほしい。
- ・市（県）主催で市民向けの「化学物質講座」を開設したいので講師をしてほしい。
- ・企業で社員向けに「化学物質管理についての勉強会」を開きたいので講師をしてほしい。
- ・PRTR という制度があるようだが、どのような制度かわからないので勉強会の講師をしてほしい。

<情報収集やコミュニケーション促進のアドバイザーとして>

- ・近隣の工場でどんな化学物質を扱っているのか分からず不安である。でも、どのような情報を集め、どのように理解したらよいのか分からないのでアドバイスしてほしい。
- ・近隣の工場で「取り扱っている化学物質についての説明会」があるので、一緒に聞いてもらい、我々の疑問に中立的な立場から答えてほしい。
- ・今度、自社工場周辺の住民に「化学物質の管理」について説明会を開くことになっているが、科学的に誤ったことを言っていないか事前に確認してほしい。

※その他、市民、企業や行政からの化学物質に関する諸々の環境関連の疑問に答えたり、必要に応じて専門家を紹介したりします。

○リスクコミュニケーションの司会、進行（ファシリテーター）について

- ・通常アドバイザーは、意見交換会や説明会等のリスクコミュニケーションでの司会、進行は行いません。もし、アドバイザーに中立的な立場から議論を整理する司会の役割（以下「ファシリテーター」という。）を依頼するのであれば、アドバイザーはファシリテーターに徹して化学物質に関するアドバイス等議論の内容へ直接の関与は行いません。2名のアドバイザーを依頼してそのうちの1名にファシリテーターを頼むか、アドバイザーとは別に司会進行役等の手配を行なってください。
- ・アドバイザーが1名でファシリテーターのような司会、進行を兼ねるような場合は、

勉強会などの知識の提供を目的とするなど、リスクコミュニケーションを行わないような場合に限られます。

- ・ 詳細はアドバイザー派遣事業事務局（以下「事務局」という。e-mail : adviser@ceis.or.jp）まで御問い合わせください。

3. 派遣要請をするために事前に確認していただきたいこと

アドバイザーの派遣は、市民、企業、行政のどなたからでも要請できます。下記について御確認のうえ申し込んでください。

(1) 依頼する内容をまとめてください。

具体的な化学物質についての情報が知りたい、PRTR 制度のことが知りたい、近隣工場で製造しているものや扱っている化学物質とその人の健康や生態への影響について知りたい、勉強会の講師をしてほしい等、知りたい内容、依頼内容によって、派遣するアドバイザーが異なる場合があります。

(2) 会合の主催者や参加者に了解を取ってください。

アドバイザーを依頼することについて、会合の主催者や参加者に了解を取ってください。

代表者の独断や、一部の構成員の判断で依頼することは避けてください。企業や行政機関で依頼する場合にも、担当者個人の判断だけでなく、事業責任者等の承認を得てください。

また、依頼者が勉強会・講演会・説明会の主催者ではない場合は、アドバイザーが同席し、必要な場面で発言できるように主催者に了解をとってください。

4. 化学物質アドバイザーの旅費・謝金について

(1) 旅費について

依頼者は、アドバイザーに旅費をお支払いください。金額については、「国家公務員等の旅費に関する法律」における規定を目安とし、依頼者により決定してください（別紙2「2. 旅費の目安」を参照）。なお、事務局からアドバイザーに対して旅費は支払われません。

(2) 謝金について

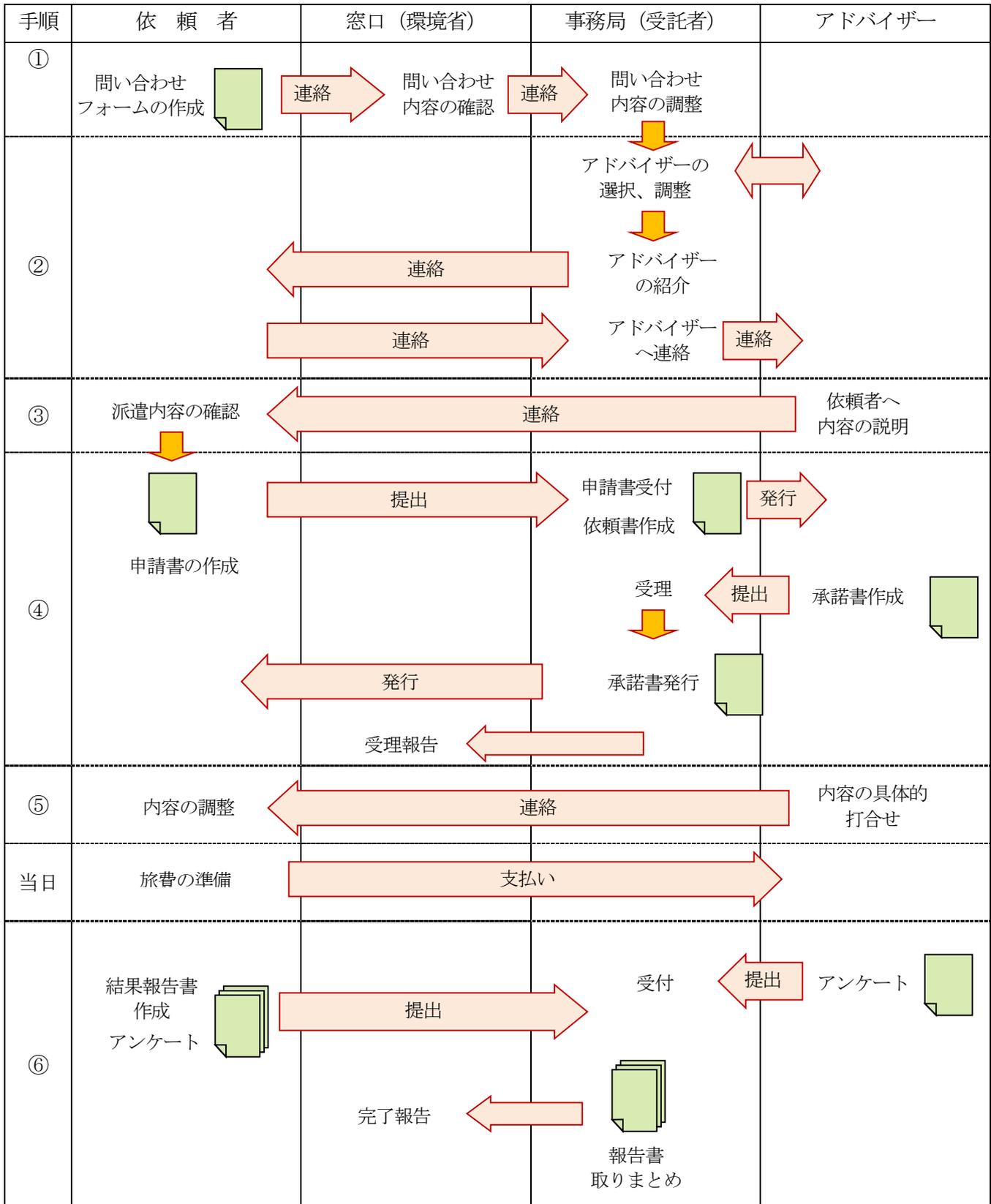
必ずしも必要ではありませんが、謝金を提供いただける場合は事務局が定める謝金規定を守ってください（別紙2「1. 謝金規程」を参照）。なお、事務局からアドバイザーに対して謝金は支払われません。

依頼内容に関する活動の過程で会食や懇親会を伴う場合には、その内容や頻度が常識的なものであるよう配慮してください。

5. 依頼の方法について

アドバイザーの申し込みから、派遣実施に関する手続きの流れを以下に示すフロー図にて説明します。

化学物質アドバイザー 派遣に関わる手続きの流れ



①環境省窓口へ連絡してください。

アドバイザーに依頼することが決まったら、問い合わせフォームに必要事項を御記入のうえ、環境省窓口宛に e-mail (ehs@env. go. jp) にてお送りください。なお、問い合わせフォームは、アドバイザーの派遣を希望する日から概ね1ヶ月以上の余裕を持ってお送りください。

②アドバイザーが紹介されます。

問い合わせフォームを受け付けたら、事務局から内容確認の御連絡をします。その後、事務局でアドバイザーと派遣の調整を行ったうえでアドバイザーを紹介いたします。ただし、調整した結果、訪問場所、訪問日時や頻度の都合が合わない等の理由でアドバイザーを紹介することができない場合があります。

③アドバイザーから連絡が行きます。

アドバイザーから依頼者に連絡が行きますので、依頼内容についてももう一度説明してください。日時、場所、希望する回数・頻度等は特に明確に伝えてください。

④アドバイザーに依頼することが決まったら派遣申請を行って下さい。

紹介されたアドバイザーと相談の結果、アドバイザーに依頼することが決まったら、「化学物質アドバイザー派遣に関する申請書」 (<http://www. env. go. jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki4. html>) に必要事項を記入し、事務局まで e-mail (adviser@ceis. or. jp) にてお送りください。

申請書が事務局で受理されると、事務局は依頼書をアドバイザーに送付し、アドバイザーに承諾の有無を確認します(事務局への承諾書の提出)。その後、事務局が依頼者宛に「化学物質アドバイザー派遣に関する承諾書」を発行します。この時点で派遣が確定します。

※この手続きを踏まない依頼は全て無効となりますので注意してください。

※これ以降の手続きで、派遣の日時や場所等に変更があった場合、変更手続きが必要になりますので事務局にご連絡ください。

⑤化学物質アドバイザーと具体的な打ち合わせを行ってください。

アドバイザーの派遣が確定したら、そのアドバイザーから依頼者に連絡がありますので、集合時間や集合場所、会合のプログラム等具体的な内容を打ち合わせてください。

⑥最後に結果報告書を提出してください。

依頼した内容について、アドバイザーの派遣依頼業務が終了したら、事前に渡される「化学物質アドバイザー結果報告書(依頼者用)」に必要事項を御記入のうえ、事務局に提出してください。

※結果報告書は、アドバイザーを派遣する度に提出してください。提出期限は、派遣日より20日以内(厳守)です。規定期限内に結果報告書を提出していただけない場合は、それ以降アドバイザーの派遣をお断りする場合があります。

※化学物質アドバイザーの紹介方法について

事務局では、当面、以下の優先順位でアドバイザーを御紹介します。

1) 派遣地がアドバイザーの「対応可能な地域」に含まれている。

- 2) 派遣を希望する日時がアドバイザーの「対応可能な日時」と一致している。
- 3) 対象となる化学物質が明確である場合は、特にその化学物質を専門としている。
- 4) 依頼者から「NGO 出身のアドバイザー」や「企業で実務経験を積んだアドバイザー」等の要望がある場合は、依頼内容からその要望が合理的であると判断されている。

6. Q&A

Q： 化学物質アドバイザーは資格なのですか？

A： 化学物質アドバイザーは資格ではありません。PRTR 制度や化学物質または化学物質による環境リスク等について解説するにあたり、一定以上の能力を有する方を事務局が紹介するものです。

Q： アドバイザーの旅費は誰が負担するのでしょうか？

A： 平成 23 年度事業から、化学物質アドバイザーの旅費は依頼者に御負担いただくことになりました。

Q： 市民グループですが、企業職員の方がアドバイザーとして紹介されました。企業に有利な解説をするのではないかと危惧しています。

A： アドバイザーは科学的知見を中立な立場で解説するものです。意図的に特定の主体に有利になるような解説をすることがないように常に心がけています。

Q： 市民グループの者ですが、近隣工場が主催する説明会にアドバイザーに同席してもらおうことになっています。過去に同じアドバイザーが説明会を主催する会社にアドバイスしていることはあるのですか？

A： あり得ます。次のようなケースが考えられます。

- ・どのような説明をしたら市民から理解されやすいかアドバイスを求められている場合。
 - ・事前に説明内容を示し、科学的な誤りがないか確認を求められている場合。
- いずれの場合も、アドバイザーはその役割に従って、中立の立場から科学的情報を提供することになります。

Q： アドバイザーの助言で何らかの問題が生じた場合はどうなるのですか？

A： アドバイザーの助言により、何らかの問題が生じても、アドバイザー、環境省、事務局はその責任を負いかねます。この点を御了解頂いたうえでお申し込み下さい。

Q： 個人でもアドバイザーの派遣を申請することはできますか？

A： 依頼者が個人でもアドバイザーの派遣を申請できます。参加人数の目安は、
1) 説明会等コミュニケーションの場への派遣の場合は参加者が 5 名以上、
2) 勉強会・講演会等の講師としての派遣の場合は参加者が 10 名以上、
としていますが、目安である参加人数を確保できないことが想定される場合は、問い合わせフォームにその旨記載ください。